

令和元年度

健全化判断比率の修正に伴う審査意見書

南九州市監査委員

南九監第 820 号
令和 2 年 10 月 13 日

南九州市長 塗木 弘幸 殿

南九州市監査委員 有 水 秀 男
南九州市監査委員 日 置 友 幸

令和元年度南九州市決算に係る健全化判断比率の修正に伴う
審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 2 年 10 月 5 日付け南九財第 6370 号で審査に付された令和元年度南九州市一般会計等決算に係る健全化判断比率の修正に伴う再審査について、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見を提出します。

令和元年度南九州市決算に係る健全化判断比率の修正に伴う審査意見書

第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく修正された健全化判断比率

第2 審査の期間

令和2年10月7日から令和2年10月9日まで

第3 審査の手続

審査は、市長から提出された修正された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを確認し、その内容を関係諸帳簿及び証書類等と照合審査することにより実施した。また、関係職員から説明を聴取する等により実施した。

第4 審査の結果及び意見

1 結果

審査に付された修正された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれもおおむね適正に作成されていることを認めた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	13.02	20.00
連結実質赤字比率	—	—	18.02	30.00
実質公債費比率	7.3	7.4	25.0	35.0
将来負担比率	修正前	7.6	10.9	350.0
	修正後	7.9		

※1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、比率は算定されないことから、「—」で表記している。

※2 早期健全化基準及び財政再生基準は、表示された基準を超えた場合に、財政健全化計画及び財政再生計画の策定等が義務付けられる。

将来負担比率（修正後）

令和元年度の将来負担比率の算定に用いる将来負担額のうち「地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額，その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち，当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額」の中で，（株）南薩木材加工センター分が修正されたため，将来負担比率は，7.6%から7.9%に修正されたが，早期健全化基準の350.0%と比較すると，これを大幅に下回っている。

区 分	概 要
将来負担比率 7.9% （地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し，この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上，市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。
《算定式》	
$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$	
$\frac{27,315,805 \text{ 千円} - 26,473,578 \text{ 千円}}{12,345,685 \text{ 千円} - 1,777,541 \text{ 千円}} \times 100 = 7.96949\%$	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来負担額＝イからチまでの合計額 27,315,805 千円 イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの） ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額 ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額，その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち，当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ト 連結実質赤字額 チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ・ 充当可能基金額＝イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金 	

2 是正改善を要する事項

実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないこと並びに実質公債費比率及び修正された将来負担比率は、いずれも早期健全化基準より下回っていることから、特に指摘すべき事項はない。